

# 障害者虐待防止対応マニュアル

令和3年3月

(令和5年9月改訂)

江田島市福祉保健部社会福祉課

# 障害者虐待防止対応マニュアル 目次

## I 障害者虐待対応の基本事項

1	障害者虐待の定義	1
2	障害者虐待の防止等に向けた基本的視点	7
3	障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等	9
4	江田島市及び広島県の役割と責務	10
5	障害者虐待防止対策支援	13

## II 養護者による障害者虐待防止と対応

1	障害者虐待の防止に向けた取組	14
2	早期発見のための取組	14
3	対応フロー図	18
4	虐待発生時の対応	19
(1)	相談, 通報及び届出の受付	19
(2)	コアメンバーによる対応方針の協議	20
(3)	事実確認, 訪問調査	22
(4)	個別ケース会議の開催による援助方針の決定	26
(5)	立入調査	28
(6)	積極的な介入の必要性が高い場合の対応	30
(7)	その他の障害者支援	33
(8)	養護者(家族等)への支援	33
(9)	成年後見制度等の活用	34
(10)	モニタリング・虐待対応の終結	35
5	財産上の不当取引による被害の防止	35

## III 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応

1	定義	37
2	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止のための取組	37
3	相談・通報・届出への対応	37
4	身体拘束に対する考え方	42

## IV 使用者による障害者虐待の防止と対応

1	定義	44
2	使用者による障害者虐待の防止	44
3	相談・通報・届出への対応	44

用語解説	49
------	----

# I 障害者虐待対応の基本事項

## 1 障害者虐待の定義

### (1) 障害者虐待防止法の目的

障害者に対する虐待は人間の人権を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待防止を進めることが極めて重要であることから、障害者虐待防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）が議員立法により成立し、平成24年10月1日に施行されました。

この目的を実現するために、この法では国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等の使用者等に障害者虐待防止等のための責務を課するとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課しています。

国及び地方公共団体は、虐待防止の体制整備、関係機関職員の質の向上、通報義務等について必要な広報・啓発活動を推進し、法律の適正な運用に向け、不断に取り組んでいく必要があります。

### (2) 障害者虐待防止マニュアルの目的

障害者虐待は特定の人や家庭で起こるものではなく、どの家庭・施設・事業所・職場でも起こりうる問題です。

このマニュアルは、日頃から障害者に関わっている障害者の養護者、障害者福祉施設従事者等及び障害者を雇用している事業主等をはじめ、地域社会で障害者と接する機会のある人及び関係機関の職員が、障害者虐待を身近な問題として捉えるとともに、未然防止の取組と、障害者虐待が起こってしまった後の対応の指針として作成したものです。

### (3) 障害者虐待防止法における障害者、障害者虐待等

#### ア 障害者とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている状態にあるもの（障害者基本法第2条第1号及び第2号）をいいます。

※ 障害者手帳を所持していない者、虐待対応の初期段階では障害者であることが判然としない者及び18歳未満の者を含みます。

#### 【具体的な例】

- ・身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・療育手帳の交付を受けている者
- ・判定機関によって知的障害があると判断された者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・統合失調症、躁鬱病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかんの診断を受けている者
- ・発達障害の診断を受けている者
- ・高次脳機能障害の診断を受けている者
- ・難病に起因する障害がある者
- ・障害年金を受給している者 など

## イ 障害者虐待とは

養護者による虐待，障害者福祉施設従事者等による虐待及び使用者による虐待をいいます。（法第2条第2項）

※ ただし，法第3条では「何人も，障害者に対し，虐待をしてはならない。」と規定され，これよりも広範囲の者による虐待が禁止されています。

## ウ 養護者，障害者福祉施設従事者等及び使用者とは

### （ア）養護者とは

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものです（法第2条第3項）。具体的には，身の世話や身体介助，金銭の管理などを行っている障害者の家族，親族，同居人，知人等で，同居をしていなくても該当する場合があります。

### （イ）障害者福祉施設従事者等とは

障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第12項）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園が設置する施設（以下「障害者福祉施設」といいます。）若しくは障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項）に係る業務に従事する者と定義をされています。具体的には，居宅介護，就労移行支援，共同生活援助などの障害福祉サービス事業，一般相談支援事業，特定相談支援事業，移動支援事業，地域活動支援センター，福祉ホーム，障害児通所支援事業，障害児相談支援事業などです。基準該当事業所に従事する者も該当します。

### （ウ）使用者とは

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者です。派遣労働者の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主も含まれます。（国及び地方公共団体は含まれません。）「使用者」とは，部長，課長等の形式にとらわれることなく，労働者の労務管理や指示命令を出す立場にある者を指します。

#### (4) 障害者虐待の類型

##### ア 虐待者の分類

障害者虐待防止法では障害者虐待を以下の3類型に分けています。(法第2条第2項)

- (ア) 養護者による障害者虐待
- (イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- (ウ) 使用者による障害者虐待

※ ただし、法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、これらよりも広範囲の者による虐待が禁止されています。

##### イ 虐待の形態による分類

###### (ア) 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

###### (イ) 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること、又は障害者にわいせつな行為をさせること。

###### (ウ) 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応（障害者福祉施設等及び企業等においては不当な差別的行動）その他障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

###### (エ) 放棄・放任（ネグレクト）

障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人（障害者福祉施設等においては当該施設の他の利用者、企業等においては当該事業所の他の労働者）による（ア）から（ウ）に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること。

###### (オ) 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

【障害者の虐待区分と事例】

虐待の区分	定義・例
①身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ，痛みを与えたり，外傷が生じる（おそれのある）行為。身体を縛りつけたり，過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為</p> <p>【具体的な行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・殴る，平手打ちする</li> <li>・蹴る</li> <li>・壁に叩きつける</li> <li>・つねる</li> <li>・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる</li> <li>・やけどをさせる</li> <li>・打撲をさせる</li> <li>・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける。医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する。ミトンやつなぎ服を着せる。部屋に閉じ込める。施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）</li> <li>・適切な設備や休憩を与えずに，著しく寒冷又は暑熱な場所であったり，危険・有害な場所であるなど，悪状況での作業を強いる</li> </ul>
②性的虐待	<p>性的な行為やその強要（表面上は受容しているように見えても，本心からの受容かどうかを見極める必要がある）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性交</li> <li>・性器への接触</li> <li>・性的行為を強要する</li> <li>・裸にする</li> <li>・キスする</li> <li>・本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する</li> <li>・わいせつな映像を見せる</li> <li>・更衣やトイレ等の場所を覗いたり，映像や画像を撮影する</li> </ul>
③心理的虐待	<p>脅し，侮辱的な言葉や態度，無視，嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「バカ」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる</li> <li>・怒鳴る</li> <li>・ののしる</li> <li>・悪口を言う</li> <li>・仲間に入れない</li> <li>・子ども扱いする</li> <li>・人格をおとしめるような扱いをする</li> <li>・話しかけているのに意図的に無視する</li> <li>・言葉や行動（机を叩く，椅子を蹴る等）による脅し，脅迫等をする</li> </ul>

<p>④放棄・放置・放任</p>	<p>食事や排せつ，入浴，洗濯など身の世話や介助をしない，必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないなどによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化，または不当に保持しないこと</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を十分に与えない</li> <li>・食事の著しい偏りによって栄養状態を悪化させる</li> <li>・あまり入浴させない</li> <li>・汚れた服を着させ続ける</li> <li>・排泄の介助をしない</li> <li>・髪や爪が伸び放題</li> <li>・室内の掃除をしない</li> <li>・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・病気やけがをしても受診させない</li> <li>・必要な福祉サービス，医療，教育を受けさせない，制限する</li> <li>・養護者以外の同居人，施設の他の従事者・利用者，企業の他の労働者による身体的虐待や心理的虐待，性的虐待を放置する</li> </ul>
<p>⑤経済的虐待</p>	<p>本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金，賃金を使ったり勝手に運用し，本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の同意なしに財産や預貯金を処分，運用する</li> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない，使わせない</li> <li>・本人の同意なしに年金や賃金等を管理して渡さない</li> <li>・高額な商品売りつける等，不当に財産上の利益を得る</li> <li>・賃金，休業手当，割増賃金，賞与，退職金等を支払わない</li> <li>・最低賃金額未満の賃金支払いを行う</li> </ul> <p>※広島県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている場合については，減額後の最低賃金額</p>

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）を参考に作成

### 【虐待行為と刑法】

障害者虐待は，刑事罰の対象となる場合があります。

## 【障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲】

(障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別に整理)

発生場所 年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設等					企業	学校 病院 保育所等	
		障害者総合支援法		介護 保険法等	児童福祉法				
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支援 事業所	高齢者 施設等	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所施設 等 (注1)			障害児 相談支援 事業所
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援(県) *			—	障害者虐待 防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (県・市)	改正児童 福祉法 ・適切な 権限行使 (県)	障害者虐待 防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (県・市)		
18歳以上 65歳未満	障害者 虐待防止法 ・被虐待者 支援 (市)	障害者 虐待防止法 ・適切な 権限行使 (県・市)	障害者 虐待防止法 ・適切な 権限行使 (県・市)	—	【放課後等デイは 20歳まで】	【20歳まで】	障害者虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (県労働 局)	障害者虐待 防止法 ・間接的 防止措置 (施設長)	
				【特定疾病 40歳以上】	—	—			—
65歳以上	障害者 虐待防止法 高齢者 虐待防止法 ・被虐待者 支援 (市)			高齢者 虐待防止法 ・適切な 権限行使 (県・市)	—	—			

\* 養護者への支援は18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法が適用される。

\* 配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

\* 児童福祉法に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、母子生活支援員、児童厚生施設、児童家庭センターについては適用法令なし

(注1) 里親(同居人含む)、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援機関

## 2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

### (1) 虐待の防止と対応のポイント

障害者虐待防止の目的は、障害者を虐待という人権侵害から守り、尊厳を保持しながら精神的かつ肉体的に安定した生活を送ることができるように支援することです。

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を基本においた切れ目のない支援体制を構築することが必要です。

#### ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

虐待は被虐待者の人権侵害であり、心身に取り返しのつかない大きな傷を負う危険性もあることから、虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。

- (ア) 障害者虐待防止法の周知のほか障害者権利擁護の啓発により、障害や障害者虐待について正しく理解する。
- (イ) 障害者及びその家族などの孤立を防ぐため、地域での支援ネットワークを構築し、地域で共生する雰囲気醸成するとともに必要な福祉サービスの利用促進により、養護者の負担を軽減する。
- (ウ) 障害者福祉施設等は、第三者評価を受けることや虐待防止委員会の設置、内部研修等を通じて施設内の円滑なコミュニケーションを図る。行政も介護技術やマニュアルの普及などによりこれらを支援する。
- (エ) 自立支援協議会などの場を活用して、このようなリスク要因を低減させるための積極的な取り組む。

#### イ 虐待の早期発見・早期対応

障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に定期的に訪問するなど積極的に働きかけることによって、早期に発見し障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。

- (ア) 虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを江田島市又は広島県に通報することとされています。また、国・地方公共団体（法第6条第1項）のほか、保健・医療・福祉・労働等の関係者（法第6条第2項）も虐待の早期発見に努めることとされています。
- (イ) 地域組織との協力連携を強固にしたり、相談や通報、届出や緊急の保護に対応できる体制を構築したりすることにより、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整備し、関係機関や住民にその周知を図ります。

#### ウ 障害者の安全確保を優先する

障害者虐待に関する通報等の中には、障害者の生命に関わるような緊急的な事態があると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予測されます。

- (ア) 障害者本人の自己決定が難しい時や養護者との信頼関係を築くことができない時でも、障害者の安全確保を最優先するため入院や措置入所などの緊急保護を必要と

する場合があります。ことに留意します。

(イ) 緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し丁寧なフォローアップが必要となることに留意します。

## エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

虐待を受けた障害者は、本来持っている生きる力や自信を失っている場合も多くみられます。法が目指すのは、障害者が地域において自立した生活を円滑に営めるようにすることです。(法第41条)

(ア) 障害者が主体的に生きられるよう、生活全体への支援を意識しながら障害者が本来持っている力を引き出す関わりを行い(エンパワメント)、本人の自己決定を支援する視点が重要です。

(イ) 在宅の虐待事案では、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者の精神的負担や経済状況など養護者自身が何らかの支援を必要としている場合もあるので、障害者の安全確保を最優先としつつ、養護者支援を意識することが必要です。

これら障害者支援や養護者支援の取組は、関係者による積極的な働きかけや仲介によって信頼関係を構築しながら、時間をかけて行うことに留意します。

## オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

障害者虐待の発生には、家庭内での長年にわたる人間関係のこじれや介護疲れ、障害に対する理解不足、金銭的要因など様々な要因が複雑に影響している場合も多くあります。そのため、障害者や養護者の生活を支援するには、あらゆる制度の知識や活用が必要となります。

支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要です。

## (2) 虐待の判断にあたってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。虐待であるかどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことを確認できるまでは、虐待事案として対応することが必要となります。

### ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

(ア) 虐待事案においては、虐待をしているという自覚がある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待であると気づいていない場合もあります。

(イ) しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあります。

(ウ) 「自傷・他害があるから仕方ない」という一方的な言い分により、過剰な対応を取っている場合もあります。

(エ) 虐待している側の自覚は問いません。無意識、無自覚であっても、障害者は苦痛を感じたり、生活困難な状況に置かれたりすることがあります。虐待をしているという自覚がない場合には、その行為が虐待にあたることを適切な方法で気づかせ、虐待の解決に向けて取り組む必要があります。

## イ 障害者本人の「自覚」は問わない

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、非日常であった虐待が長期間にわたることにより日常に転化し、当たり前となることでわからなくなったり、障害者が精神的に拘束されることで無力感が生じ、諦めてしまったりしていることがあります。このように障害者本人からの訴えのないケースでは、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があるため、周囲がより積極的に介入する必要があります。

## ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族が「これくらいのことは仕方ない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実を否定したりすることがあります。

家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

## エ 虐待の判断はチームで行う

障害者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。その前提として、それぞれの組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。

(ア) 相談や通報、届出を受けた職員は、速やかに上司に報告し、また個別ケース会議などを活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。

(イ) 事実確認の調査では、担当者一人への過度な負担を避けるため、また客観性を確保するため、複数の職員で対応することが原則です。

## 3 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、障害者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等に対する責務が規定されています。

### (1) 国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者が迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援等を行うため、次の責務が規定されています。

- ア 関係機関の連携強化、支援などの体制整備（法第4条第1項）
- イ 人材の確保と資質向上のための研修等（法第4条第2項）
- ウ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発（法第4条第3項）
- エ 障害者虐待の防止に関する調査研究（法第42条）
- オ 成年後見制度の利用促進（法第44条）

## (2) 国民の責務

障害者虐待の防止等に関する理解を深め、国又は地方公共団体が構ずる施策に協力するように努めなければなりません（法第5条）。

## (3) 保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努め（法第6条第2項）、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するように努めなければなりません（法第6条第3項）。

### ア 障害者福祉施設の設置者等

障害者施設従事者等への研修、苦情処理体制の整備など、障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講じます（法第15条）。

### イ 使用者

労働者の研修の実施、苦情処理体制の整備など、使用者による虐待の防止等のための措置を講じます（法第21条）。

### ウ 学校の長

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置など、虐待を防止するための措置を講じます（法第29条）。

### エ 認定こども園等の長

認定こども園等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置など、虐待を防止するための措置を講じます（法第30条）。

### オ 医療機関の管理者

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置など、虐待を防止するための措置を講じます（法第31条）。

## 4 江田島市及び広島県の役割と責務

### (1) 江田島市の役割と責務

#### ア 養護者による虐待の場合

(ア) 通報又は届出を受けた場合は、速やかに障害者の安全を確認し、事実確認の後、虐待対応協力者と対応を協議します（法第9条第1項）。

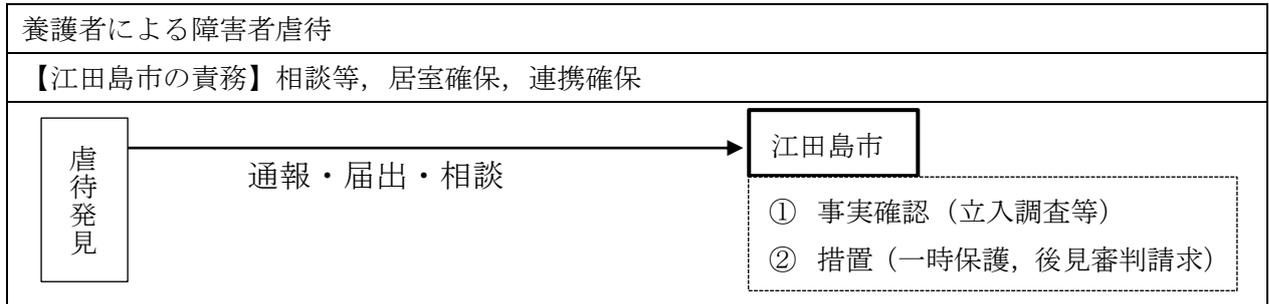
(イ) 障害者と養護者を分離する必要がある場合は、障害者の契約または江田島市の職権により、障害者支援施設等に入所させることとし、そのための居室を確保します（法第9条第2項、第10条）。

(ウ) 精神障害者及び知的障害者について、成年後見人の選定が適当と認められる場合は、後見開始に関する審判の請求を行います（法第9条第3項）。

(エ) 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助を要請します（法第11条、第12条）。

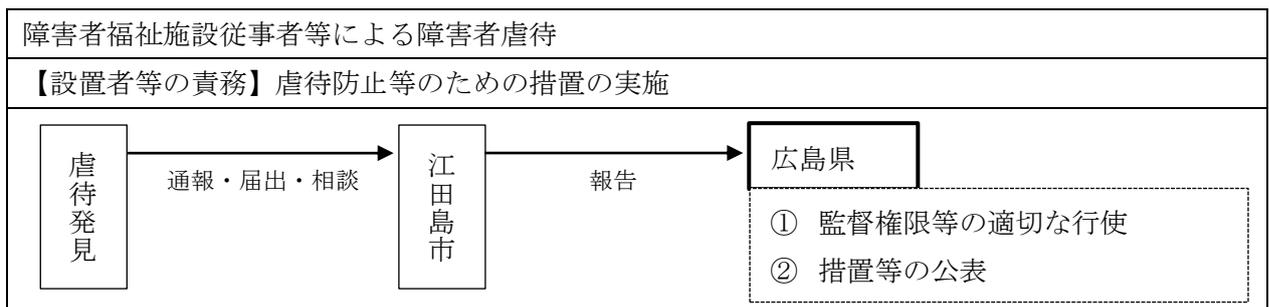
(オ) 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定する措置が採られた障害者に対する養護者の面会を制限します（法第13条）。

- (カ) 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室を確保します（法第 14 条第 1 項・第 2 項）。
- (キ) 関係機関・民間団体等との連携協力体制の整備を図ります（法第 35 条）。



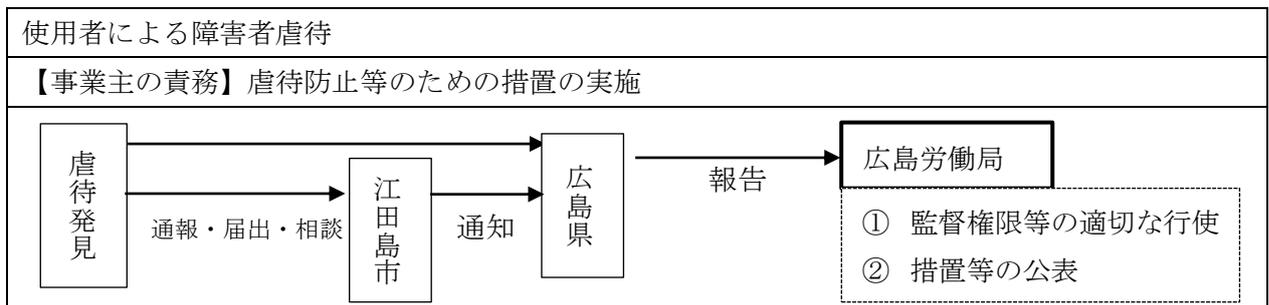
### イ 障害者福祉施設従事者等による虐待の場合

- (ア) 通報または届出を受けた場合，事実確認等を行います（事業者の任意の協力の下）。
- (イ) 通報または届出を受けた場合，確認した事実内容を広島県へ報告します（法第 17 条）。
- (ウ) 障害者福祉施設または障害者福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けて，障害者総合支援法に規定する権限を行使します（法第 19 条）。



### ウ 使用者による障害者虐待について

通報または届出を受けた場合，通報等の内容を広島県へ通知・報告します（法第 23 条）



### エ 江田島市虐待防止センターの機能と周知

市町村は，障害者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において，市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされています。（法第 32 条第 1 項）※江田島市では，社会福祉課で機能を担います。

その具体的な業務は次のとおりです。

- (ア) 養護者，障害者福祉施設従事者等，使用者による障害者虐待に関する通報又は届出

の受理（法第 32 条第 2 項第 1 号）

- (イ) 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談，指導及び助言（法第 32 条第 2 項第 2 号）
- (ウ) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（法第 32 条第 2 項第 3 号）

江田島市虐待対応窓口

【日中（8時30分～17時15分）】

江田島市福祉保健部社会福祉課 TEL 0823-43-1638 FAX 0823-57-4432

江田島市障害者相談支援事業所「ばすてる」

TEL 0823-27-8899 FAX 0823-27-7760

江田島市障害者生活支援センター TEL 0823-27-8880 FAX 0823-27-7760

障害者相談支援事業所江能 TEL 0823-27-8885 FAX 0823-27-8886

【休日夜間】

江田島市役所 TEL 0823-43-1111 FAX 0823-57-4431

江田島市障害者相談支援事業所「ばすてる」

TEL 0823-27-8899（転送電話で対応）

※ 休日・夜間の対応について

休日・夜間においても，虐待の通報等があった場合には速やかに障害者の安全確認，その他事実の確認，具体的な対応についての協議ができる体制を確保します。

## オ その他（財産上の被害の防止等について）

- (ア) 養護者，親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付・関係部局・関係機関の紹介（法第 43 条第 1 項）
- (イ) 財産上の不当取引の被害を受け，または受けるおそれのある障害者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（法第 43 条第 2 項）

## (2) 広島県の役割と責務

### ア 障害者福祉施設従事者等による虐待について

- (ア) 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（法第 19 条）
- (イ) 障害者福祉施設従事者等による虐待の状況やその際に採った措置等の公表（第 20 条）

### イ 使用者による虐待について

虐待に係る事項を都道府県労働局へ報告（法第 24 条）

## ウ 都道府県障害者権利擁護センターの機能

都道府県は、障害者福祉所管部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局または施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにすることとされています。(法第 36 条第 1 項)

その具体的な業務は次のとおりです。

- (ア) 使用者虐待に関する通報又は届出の受理 (法第 36 条第 2 項第 1 号)
- (イ) 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整, 市町村に関する情報提供, 助言その他の援助 (法第 36 条第 2 項第 2 号)
- (ウ) 障害者及び養護者支援に関する相談, 相談機関の紹介 (法第 36 条第 2 項第 3 号)
- (エ) 障害者及び養護者支援のための情報提供, 助言, 関係機関との連絡調整等 (法第 36 条第 2 項第 4 号)
- (オ) 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析, 提供 (法第 36 条第 2 項第 5 号)
- (カ) 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発 (法第 36 条第 2 項第 6 号)
- (キ) その他障害者虐待の防止等のために必要な支援 (法第 36 条第 2 項第 7 号)

## エ その他

その他, 都道府県は, 福祉事務所その他関係機関, 民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこととされています。(法第 39 条)

## 5 障害者虐待防止対策支援

都道府県・市町が行う障害者虐待防止や早期発見, 迅速な対応, その後の適切な支援のため, 地域における関係行政機関, 障害者等の福祉, 医療, 司法に関する職務に従事する者又は関係する団体, 地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的として「障害者虐待防止対策支援」を地域生活支援促進事業として取り組んでいきます。

具体的な業務は以下のとおりです。

- (1) 虐待時の対応のための体制整備
- (2) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施
- (3) 専門性の強化
- (4) 連携協力体制の整備
- (5) 普及啓発

※ 市町は, 一時保護を受けた障害者について, 必要に応じて成年後見制度について検討を行います。

## II 養護者による障害者虐待防止と対応

### 1 障害者虐待の防止に向けた取組

#### (1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

障害者虐待は、障害者の人権侵害であり、市民一人一人がこの問題に対する認識を深めることが障害者虐待を防ぐための第一歩です。

また、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱い等が前兆となる場合もあるため、早い段階で虐待の芽に気づき、対応していくことも大切です。

障害者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。

虐待を受けている障害者自身や行っている養護者も「虐待」の認識がない場合や、障害者は被害を訴えない・訴えられない場合もあります。

#### (2) 虐待防止ネットワーク

ア 虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク

地域住民、民生委員児童委員、自治会長、社会福祉協議会、障害者相談員等が地域との関わりの中で見守りを行います。

イ サービス事業所等による、虐待発生時の対応（介入）ネットワーク

虐待対応において、障害者の一時保護等具体的な支援を行います。

ウ 専門機関による介入支援ネットワーク

警察、弁護士、医療機関、社会福祉士、権利擁護団体等に、専門知識が必要な場合に援助を求める。

※ 地域自立支援協議会に権利擁護部会を設置し、定期的に関係機関との情報交換や体制づくりの協議を行います。

※ 高齢者や児童の虐待防止の取組とも連携し、効果的な体制にします。

#### (3) 養護者を支援することによる虐待の防止

養護者による虐待では、養護者自身が援助を必要としていることも少なくなく、他の家族等の状況や経済状況、医療、近隣との関係等、様々な問題が背景にあります。

家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解してその要因を分析し、障害福祉サービスの活用等、養護者に対する適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待を未然に防ぐことができます。

### 2 早期発見のための取組

#### (1) 通報義務の周知

障害者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは障害者虐待の早期発見に努め（法第6条）、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに通報しなければならないとされています（法第7条第1項）。（18歳未満の障害者の場合は、児童虐待の防止に関する法律（「児童虐待防止法」）第6条による通告義務）

このことについて、障害者虐待防止に関する啓発パンフレット等を自治会、民生委員児童委員、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等に配布して、障害者虐待が疑われる

事案と通報先の周知を図ります。また、広報、ホームページのほか関係連絡会議等で広報を行います。

## (2) 早期発見に向けて

障害者が障害福祉サービスを利用している場合は、担当職員は身体・行動の変化、養護者の様子の変化を常に見守ります。

地域の見守りネットワーク、虐待発生時の対応ネットワークを活用し、障害者、養護者の変化について情報を共有します。

何らかの変化があった場合はチェックリストで障害者の状況を確認し、兆候が見られた場合は、積極的に相談に乗り、問題を把握する、虐待対応窓口に通報する等の対応をとります。

## 障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目にあてはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

### <身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮等に傷がある
- お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

### <性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

### <心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつき等、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等パニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる

- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

#### <放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

#### <経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人PandA-J）を参考に作成

#### 【注】セルフネグレクト

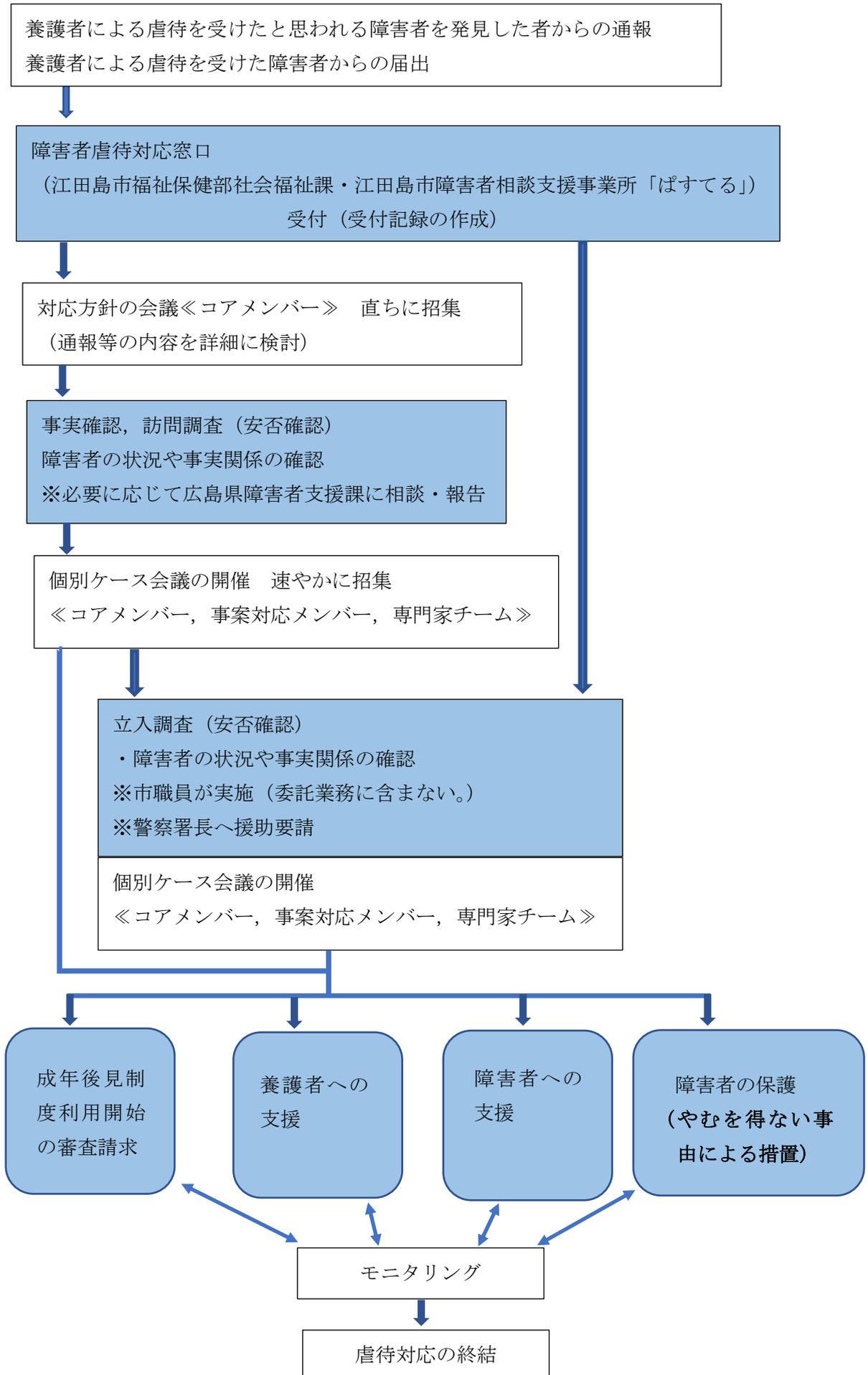
NPO 法人 PandA-J の「障害者虐待防止マニュアル」のチェックリストには「セルフネグレクトのサイン」が挙げられています。セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、市町村の障害者の福祉に関する事務を所管している部局等は、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応をする必要があります。

#### <セルフネグレクトのサイン>

- 単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 窓ガラスが割れたまま放置されている
- 電気、ガス、水道、電話が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と頑なに遠慮したり拒否し、あきらめの態度がみられる

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）を参考に作成

### 3 対応フロー図



## 4 虐待発生時の対応

### (1) 相談、通報及び届出の受付

#### ア 受付時の対応

障害者虐待に関する相談や通報・届出を受けた場合には、以下に掲げる虐待の状況や障害者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取し、相談・通報・届出受付票（様式第1号）を作成します。

ここでの確な情報を把握することが、次の段階への判断の根拠になるので、曖昧に聴き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認しながら聴き取ります。また、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的な内容を聴き取ります。

#### (ア) 虐待の状況

- ・虐待の種類や程度、頻度
- ・虐待の具体的な状況
- ・虐待の経過
- ・緊急性の有無

#### (イ) 障害者の状況

- ・障害者本人の氏名、居所、連絡先
- ・障害者本人の心身の状況、意思表示能力

#### (ウ) 虐待者と家族の状況

- ・虐待者の状況、虐待者と障害者の関係
- ・その他の家族関係

#### (エ) 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- ・障害福祉サービス等の利用の有無
- ・家族に関わりのある関係者の有無

#### (オ) 通報者の情報

- ・氏名、連絡先、障害者・養護者との関係等

通報時に通報者が焦って連絡している場合には、通報者に安心感を与えて落ち着かせることが重要です。その上で、必要な事項をできるだけ詳細に聴き取るようにします。また、相談者が虐待という言葉を使わない場合でも、相談を受けた職員は、障害者の状態など相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要です。

通報者は、名前を言うことを嫌がることがありますので、匿名による通報であっても、適切に通報内容を聴く必要があります。

相談通報・届出受付表の記入後においては、社会福祉課長の確認を受け、受付台帳（様式第2号）に記録して適切に保管することが必要です。

#### イ 個人情報の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものであります。

個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第16条）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第23条）が義務付けられています。

しかし、障害者虐待事案への対応では、当該障害者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外として扱われる場合もあります。

障害者虐待防止法では、通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています（法第8条）。

また、事務を委託された江田島市障害者相談支援事業所「ばすてる」の役員・職員又はこれらであった者についても、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています（法第33条第2項）。加えて、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務も課されています（法第33条第3項）。

なお、法第33条第2項の規定に反した場合、罰則も課されます（法第45条）。

## （2）コアメンバーによる対応方針の協議

コアメンバー会議とは、障害者虐待に関する相談・通報・届出を受けたときに、直ちに虐待（疑いを含む）の対応及び緊急対応の有無を組織的に判断する、初動対応の決定の場です。

### ア 内容

- ・ 通報・届出時点での情報と緊急性の判断基準をコアメンバーで共有します。
- ・ 受付記録をもとに、直ちに、虐待の疑いの有無や緊急対応の必要性を判断します。
- ・ 障害者や養護者・家族等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼などに関する今後の対応方針、職員の役割分担などを決定します。
- ・ 新しい情報が入るたびに、緊急性の判断を行います。
- ・ 各時点での判断根拠を記録に残します。

### ※ 通報者への報告

通報者が今後も当該事案に関わる可能性がある場合は、関わり方についての要望やアドバイスを伝えます。その場合、通報者には守秘義務はないため慎重に行います。

### イ 体制

#### （ア）平日の日中

江田島市福祉保健部社会福祉課 課長

- ・ 緊急性の判断
- ・ 現在の支援内容の確認
- ・ 事実確認の方法の決定
- ・ 関係機関への連絡・情報提供依頼
- ・ 過去の通報に関する情報の確認

(イ) 休日及び平日の早朝、夜間

江田島市福祉保健部社会福祉課 課長

- ・ 緊急性の判断
- ・ 緊急性があると判断した場合は、警察、医療機関、自治会長、民生委員児童委員に対応を要請します。
- ・ その後、速やかに積極的介入の必要性を判断し、今後の方針を決定します。

ウ 初動対応のための緊急性の判断

受付者は、社会福祉課長、担当者に相談します。受付が社会福祉課以外の場合は内部で詳細を確認し、江田島市福祉保健部社会福祉課に報告します。

(ア) 留意事項

- ・ 過去の通報や支援内容などに関する情報の確認
- ・ 虐待の状況や障害者の生命や身体への危険性

#### ※緊急性が高いと判断できる状況

- |   |
|---|
| <p>① 生命が危ぶまれるような状況が確認される、若しくは予測される</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 骨折、頭蓋内出血、重傷のやけどなどの深刻な身体的外傷</li><li>・ 極端な栄養不良、脱水症状</li><li>・ 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報</li><li>・ 器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施若しくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される</li></ul> <p>② 障害者から「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」等の訴え</p> <p>③ 障害者本人が保護を求めている</p> <p>④ 養護者から「何をするか分からない」「殺してしまうかもしれない」等の訴え</p> <p>⑤ 養護者が障害者の保護を求めている</p> |
|---|

(イ) 判断後の対応

a 緊急性ありと判断した場合

- ・ 障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、虐待を受けたとされる障害者の安全を現場において目視により確認することを原則とする。早急に介入する必要がある場合は、措置を含めた保護方法を速やかに検討します。

b 緊急性なしと判断した場合

- ・ 緊急性がないと判断される場合には、その後の調査方針と担当者を決定します。その際、調査項目と情報収集する対象機関を明らかにして職員間で分担します。
- ・ 情報が不足するなどの理由から緊急性がないと確認できない場合には、障害者の安全が確認できるまで、さらに調査を進めます。

c 共通

- ・ 決定した内容は会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。
- ・ 原則として複数対応とし、担当する職員の性別も配慮します。

### (3) 事実確認, 訪問調査

#### ア 事実確認の必要性

障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合, 速やかにその内容に関する事実の確認を行います。

事実確認に当たっては, 虐待を受けている障害者の安全の確認や, 現在得られている虐待に関する情報のみでなく, 障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握することで将来起こりうる状況が予測しやすくなり, 支援方針も決定しやすくなります。

訪問などによる事実確認のほか, 市役所内の関係部署, 相談支援専門員や障害福祉サービス事業所, 民生委員児童委員など該当障害者に関わりのある機関や関係者から情報収集し, 障害者の状況をできるだけ客観的に確認します。

#### イ 事実確認で把握・確認すべき事項

把握・確認すべき項目については以下のとおりです。

重要な情報については, できるだけ複数の関係者から情報を得るようにします。曖昧に聞き取るのではなく, 直接見聞きしたのか, 伝聞なのか誰が何と言ったのかなどを確認します。

また, 虐待の場所, 日時, どのような虐待を何回したのかなど, 具体的な内容を確認します。

##### (ア) 虐待の状況

- ・虐待の種類や程度, 頻度
- ・虐待の具体的な状況
- ・虐待の経過

##### (イ) 障害者の状況

- ・安全確認…関係機関や関係者の協力を得ながら, 面接その他の方法で確認する。  
特に, 緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため, 基本的には面会によって確認を行う。
- ・身体状況…障害部位及びその状況や慢性疾患の有無等を具体的に記録する。また, かかりつけの医療機関や障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携も図る。
- ・精神状態…虐待による精神的な影響が表情や行動に現われている可能性があるため, 障害者の様子を記録する。
- ・生活環境…障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

##### (ウ) 障害者と家族の状況

- ・人間関係…障害者と養護者・家族等の人間関係を把握 (関わり方等)
- ・養護者や同居人に関する情報  
(年齢, 職業, 性格, 行動パターン, 生活歴, 転居歴, 虐待との関わりなど)

##### (エ) 障害福祉サービスの利用状況

※ 障害者が重傷を負った場合や, 障害者又はその家族が虐待行為を行った養護者等を刑事事件として扱うことを希望する場合は, 警察に情報提供が必要となる場合もあります。

## ウ 関係機関からの情報収集

虐待の通報がされた場合は、障害者や養護者・家族の状況を確認するため、市役所内の関係部署をはじめ民生委員児童委員や医療機関、担当相談支援専門員やサービス事業者等から、以下の点に留意しながらできるだけ多面的な情報を収集します。

### (ア) 収集する情報の種類等

関係機関からは、障害者虐待が疑われる家族に対する援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で情報収集します。その際、個人情報やプライバシーの保護には十分な配慮が必要となります。

#### 関係機関から収集する情報の例

- ・住民基本台帳（同居家族構成の把握）
- ・課税証明（納税情報の把握）
- ・戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・生活保護受給の有無（詳しい生活歴の把握、窓口での様子等）
- ・相談支援専門員、利用している障害福祉サービス事業所等
- ・子ども家庭センター（相談履歴や対応の有無）
- ・子育て支援課、人権推進課からの情報（DV等の相談履歴や対応の有無、その時の状況や本人の様子など）
- ・医療機関からの情報（本人や家族の受診時の様子等）
- ・警察からの情報（過去に対応したことがあるかどうか）
- ・民生委員児童委員からの情報

### (イ) 情報収集する際の留意事項

- ・障害者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限（同法第23条）の例外規定に該当すると解釈できる旨の説明や、相談支援事業者等との契約において包括的な同意のもとに個人情報の提供が可能な場合には、その旨を説明します。
- ・関係機関と連携を図るため、情報共有をしなければならないこともありますが、その情報の取り扱いについては慎重にするよう注意を喚起します。

## エ 訪問調査

虐待の事実を確認するために、原則として障害者の自宅を訪問して、障害者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握します。

しかし、訪問による面接調査は、養護者・家族等や障害者本人にとっては抵抗感が大きいいため、拒否される場合もあります。そして、一度拒否された場合には、その後の介入も拒否されるおそれがあります。

このようなときは、障害者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民などの協力を得ながら情報収集を行うなどして、円滑に調査が行えるようにします。

## 【訪問調査を行う際の留意事項】

### (ア) 信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている障害者とともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを障害者と養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

### (イ) 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障害者虐待では障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し支援者との信頼関係を構築するよう努めます。

### (ウ) 保健師や医療職の立ち合い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問した時に的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、保健師や医療職が訪問調査に立ち会うこととします。

### (エ) 障害者、養護者等への十分な説明

訪問調査に当たっては、障害者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることとします。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は養護者や家族等を支援するものであることを十分に説明し、理解を得ることとします。

職務について…担当職員の職務と守秘義務に関する説明

調査事項について…調査する内容と必要性に関する説明

障害者の権利について…障害者の尊厳の保持は基本的な人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを養護するために市町がとり得る措置に関する説明

### (オ) 障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たっては、障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分配慮します。

身体状況の確認時…性的虐待の被害者への面接や外傷等を確認するため衣服を脱いでもらう時は、同性職員が対応する。

養護者への聞き取り…第三者のいる場所では行わない。

訪問調査→措置入所時…養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、連絡先等を明記した文書を分かりやすい場所に置いておく(置く場所は第三者の目に触れないところ)。

#### (カ) 柔軟な調査技法

養護者自身が援助を求めている場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施します。一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことが必要です（受容的な態度で接する必要がある場合と毅然とした態度で接する必要がある場合の対応者を分けることも有効な方法です。）。

調査に当たっては、障害者や養護者の状況も判断しつつ、障害者の安全確保を第一に置きながら、信頼関係の構築も念頭に置いて柔軟に対応します。

#### (キ) 調査の継続性の確保

調査を実施して事実確認をし、障害者の安全確保を行った後も、障害者や養護者を取り巻く環境は常に変化しています。担当者は、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

#### ※ 事実確認と情報収集のポイント

##### ① 原則として自宅を訪問する

- ・一方的に虐待を悪として決めず、先入観を持たないで対応する。
- ・本人と虐待者は別々に対応する。（できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。他に全体をマネジメントする人も必要。）
- ・事案によっては、健康相談など、別の理由による訪問とすることを検討する。
- ・虐待者に虐待を疑っていることが分からないように対応する。  
※ 虐待通報を受けての調査であることを明示する方が良い場合もあります。
- ・プライバシーの保護について説明する。

##### ② 収集した情報に基づいて確認を行う

- ・介護者のがんばりを認め、ねぎらうとともに、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・関係者から広く情報を収集する。（家の状況、居室内の状況、本人の様子など）

##### ③ 解決に向け選択すべき手段を、本人や虐待者の状況から判断する。

- ※担当者のみの価値観で判断せず、次の視点を持ち、その必要性を組織的に判断する。
- ・本人と虐待者を分離する。
- ・見守りを強化する。
- ・サービス提供をして家族支援する。
- ・介護負担の軽減を図るプランを提案する。
- ・措置する（医療機関への入院や施設入所）

#### オ 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中でも最も難しい課題の一つであり、障害者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との協力連携のもとで対処することとします。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な

場合には、立入調査を検討します。障害者の生命や身体に危険が生じるおそれがあるなど、緊急な介入が必要となる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的に介入します。

(ア) 関わりのある機関からのアプローチ

虐待をする要因として、養護者等の介護疲れが影響していることがあります。当該障害者が障害福祉サービス等を利用している場合には、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所職員などから養護者にレスパイトケアの必要性について説明します。介護負担を軽減するために短期入所等の障害福祉サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

(イ) 医療機関への一時入院

障害者に外傷や疾病があつたり体力の低下などが疑われる場合には、医師や医療機関に協力を仰いで入院等の措置を取り、その後の対応を検討することが必要な場合もあります。また、障害者と養護者を一時的に分離させることにより、養護者等への支援が効果的に行える場合もあります。

(ウ) 親族、知人、地域からのアプローチ

養護者と面識のある親族、知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談にのってもらいながら、障害者や養護者等の状況確認や江田島市虐待対応窓口（社会福祉課）等へのつなぎに協力をしていただくなどの方法も考えられます。

**※ 介入拒否時の対応のポイント**

- |   |
|---|
| <p>① 本人や家族の思いを理解・受容する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・虐待問題として家族を批判したり責めたりしない。家族を追い込まない。</li><li>・養護者が抱えている悩み、困惑を受容し、苦労をねぎらいながら理解を示す。</li><li>・本人や家族の思いを受容することで信頼関係をつくり、話しやすい関係に結びつける。</li></ul> <p>② 介入の名目を虐待とせず、別の理由を設定する。</p> <p>③ 訪問や声掛けによる関係づくり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・定期的な訪問や「近くを通りかかった」等の理由での訪問で長くかかわる。</li></ul> <p>④ 養護者が困っていることから対応する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・養護者の困難を支援するという視点からアプローチする。</li></ul> |
|---|

**(4) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定**

事実確認によって障害者と養護者の状況を確認した後は、障害者虐待対応協力者と対応について協議します（法第9条）

虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、それぞれの面から支援が行われるよう検討します。また、支援者の役割を決定します。

障害者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認、尊重しつつ、表出されていないニーズについてもアセスメントすることが重要です。

## ア 個別ケース会議の開催

個別ケース会議は、個別の虐待事案に対する援助方針、援助内容、各機関の役割、主担当者、連携体制等について協議を行う場であり、障害者虐待への対応の中でも中核をなすものです。

会議を開催するに当たって、障害者虐待対応者を個別ケース会議への関わりに応じて、コアメンバー、事案対応メンバー及び専門家チームに分類しておきます。

個々の個別ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成します。また、会議の開催については、通報等を受理して必要な情報等の確認を行った後、速やかに開催することが必要となります。

状況に応じて電話等を利用する柔軟な会議の持ち方が必要となることも考えられます。

### 【個別ケース会議のメンバー構成】

コアメンバー	社会福祉課長、虐待防止事務を担当する江田島市職員、委託先の職員 ※その他、ケースの内容によって必要な職員を適宜、招集する。
事案対応メンバー	個々の事案に必要な支援ができる各協力機関の実務担当者 メンバーは、行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、民生委員児童委員、医療機関、労働関係機関 等
専門家チーム	事案に応じて、警察、弁護士、医療機関 等

### 【個別ケース会議の実施に当たっての業務】

- ・ 事案対応メンバー、専門家チームへの参加要請
- ・ 事案のアセスメント
- ・ 援助方針の協議
- ・ 支援内容の協議
- ・ 関係機関の役割の明確化
- ・ 主担当者の決定
- ・ 連絡体制の確認
- ・ 個別ケース会議録、計画書の作成
- ・ 会議録、計画書の確認

参加メンバーによる協議

## イ 支援の必要度の判断

支援方法を検討する際には、障害者の生命や身体に危険があるかどうか見極めることが最も優先されます。虐待の程度を把握し今後の進行を予測するなど、様々な視点からの検討が必要となるため、個別ケース会議によるチームアセスメントを行い、支援の度合い（見守り・予防的支援、相談・調整、社会資源活用支援、保護・分離支援）を判断する必要があります。あらゆる支援の方法により虐待の解消を図りますが、状況によっては緊急保護を行うこともあります。虐待の事実がないと判断される場合にも、障害者の安全が確認できるまでは、見守り的な支援をする必要があります。

これらの判断に当たっては、正確な情報に基づき「緊急性」と「重大性」を評価し、それらを根拠に組織として判断します。

## ウ 個人情報の取り扱い

具体的な支援を検討する個別ケース会議等では、虐待を受けているおそれがある障害者や養護者・家族の情報を支援者間で共有する必要があります。しかし、障害福祉サービス事業所は、指定基準において秘密保持の義務が課せられており、情報共有の必要性との間で調整が必要です。

個人情報の保護に関する法律において、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を挙げています（個人情報保護法第 23 条第 1 項第 2 項）。ただし、共有する情報については必要最小限にするなどの配慮が必要です。

## (5) 立入調査

### ア 立入調査の法的根拠

障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市長村長は、担当職員に虐待を受けている障害者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています（法第 11 条第 1 項）。

また、立入調査の際には障害者の生命または身体の安全確保に万全を期する観点から必要に応じて適切に、障害者の住所（又は居住地）を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています（法第 12 条）。

なお、立入調査の際に、正当な理由なく次の事を行った場合は、30 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条）。

- ・立入調査を拒む、妨げる、又は忌避する。
- ・質問に対して答弁をしない。
- ・虚偽の答弁をする。
- ・障害者に答弁をさせない又は虚偽の答弁をさせる。

### イ 立入調査の要否の判断

当事者から情報が取れない場合であっても、関係者へのアプローチになどで必要な情報が取れると判断した時には、その方法を優先します。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ障害者の安否が気遣われるようなときは、立入調査権の行使を検討する必要があります。そのタイミングは、状況や関係者の協力などを総合的に勘案して決定します。

### ※ 立入調査が必要と判断される状況

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・障害者の姿が長期にわたり確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。</li><li>・障害者が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。</li><li>・何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理したりしていると判断されたとき。</li><li>・過去に虐待歴やそれに係る援助の経過があるなど、虐待の蓋然性<sup>がいぜん</sup>が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせないなど非協力的な態度を終始取っているとき。</li><li>・障害者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されていたりするにも関わらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのもの</li></ul> |
|---|

ができないとき。

- ・入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り，室内に引きこもっているようなとき。
- ・入所施設などから無理やり引き取られ，養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき。
- ・養護者の言動や精神状態が不安定で，一緒にいる障害者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ・家族全体が閉鎖的・孤立的な生活状態にあり，障害者の生活実態の把握が必要と判断されるとき。
- ・その他，虐待の蓋然性が高いと判断され，障害者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず，養護者が拒否的で実態の把握や障害者の保護が困難であるとき。

#### ウ 立入調査の実施体制

##### (ア) 立入調査の執行にあたる職員

- ・市職員（複数人で対応）

※ 担当職員を基本に，入院等の必要性を的確に判断することのできる保健師や医療職の同行も有効です。

##### (イ) 警察との連携

障害者虐待防止法では，警察署長への援助要請等についての規定が定められており，障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から，警察署長に対し，必要に応じ適切に援助を求めなければならないとされています（法第12条第2項）。

立入調査を行う際に，養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど市職員だけでは職務を執行することが困難で，警察の援助が必要である場合には，事前に所轄の警察署長宛に援助依頼（様式第3号）をし，状況の説明や立ち入り調査に関する事前協議を行います。

##### (ウ) その他関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は，市や県の保健師の同行を検討します。事前の情報から入院を要する事態が想定される場合は，精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておくことも検討します。

養護者や家族との関わりのある親族等に同行や立会を求めることも，有効な場合があります。ただし，いずれの場合でも事前に周到な打ち合わせを行い，種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要となります。

#### エ 立入調査の実施方法の検討

(ア) まずは，立入調査には，実施上の制約があることを踏まえた上で，立入調査の要否や方法，警察等関係機関への援助依頼のタイミングや内容等を判断する必要があります。例えば，養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合，鍵やドアを壊し立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上，これをできるとは解されません。このように，立入調査の権限を行使しても無条件に居所に立入れるわけではないため，あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えば出入りする時間帯をチェックする，ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる等）を綿密に行わなければなりません。

(イ) 立入調査の執行は，養護者等に事前に知らせる必要はありません。

(ウ) 立入調査ではタイミングが重要なポイントであるため、個々の事案を入念に検討し、関係者の協議に基づき判断することが必要となります。例えば、障害者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討します。

#### オ 立入調査の留意事項

(ア) 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示します（法第 11 条第 2 項）。

(イ) 立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意をもって説明します。また、障害者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

#### (ウ) 保護の判断と実行

障害者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば同行の保健師や医療職による診断的チェックを受けることが望ましいと考えられます。障害者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

障害者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、障害者本人の同意を得た上で写真等に記録しておきます。

障害者の心身の状態、養護者の態度、居室内の様子等を総合的に判断して、障害者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法第 18 条または知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号による措置を通じて、緊急に障害者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが必要です。措置の実施に関する市町村間相互の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他必要な援助に関する問い合わせは、広島県障害者支援課に行います。

#### (エ) 障害者と養護者の分離が緊急ではないと判断されたとき

障害者と養護者を緊急に分離することの必要性が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

なお、緊急の対応が不要となったとしても、障害者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明をしたり、何かあればいつでも相談に乗ることを伝えたりし、支援につなげやすくします。

#### カ 調査記録の作成と関係書類等の整備

(ア) 立入調査執行後は、立入調査記録（様式第 4 号）を作成します。

(イ) 関係書類については、障害者の外傷の状況や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

#### (6) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

こうした場合、虐待を受けている障害者の生命の安全を確保することが最重要なため、場合によっては障害者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに関係課や関係機関に連絡するとともに、医療機関へ受診させたり、必要に応じて警察への通報も行わなければなりません。

#### ア 障害者の保護（養護者との分離）

障害者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などは、障害者を養護者から分離します。

これにより、障害者の安全について危惧することなく養護者への調査・助言が行えるとともに、養護者を一時的に介護の負担から解放することで養護者を落ち着かせ、援助開始の動機付けになる場合もあります。

#### (ア) 迅速な対応

事案によっては可能な限り速やかに障害者の保護・分離をすることが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

#### (イ) 保護・分離の要否の判断

障害者の保護・分離に必要な性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断する必要があります。また、担当者のみで判断するのではなく、市としての決定であることが重要です。そのため、個別ケース会議等を通じ、関係機関や関係者との協議を行うなど、できる限り客観的で慎重な判断が求められます。

#### (ウ) 保護・分離の手段

虐待を受けた障害者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院などによる一時保護の方法が考えられます。

障害者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討します。

#### イ やむを得ない事由による措置

##### (ア) 措置による保護

「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害者に対して市が職権により障害福祉サービスを利用させます。

障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障害者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、適切に「身体障害者福祉法第18条第1項または第2項（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）」や「知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の処置）」に規定される措置を講ずることとしています。

また、当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています（法第9条第2項）。

##### (イ) 措置のために必要な居室の確保

市は、養護者による虐待を受けた障害者について、身体障害者法又は知的障害者

法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（法第10条）。

#### （ウ）面接の制限

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障害者の保護の観点から、養護者と障害者の面接を制限することができるかとされています（法第13条）。

##### a 面会要望への基本的な対応

障害者本人の意思を確認した上で、個別ケース会議等で協議をして面会の可否を判断します。その際は、障害者の安全を最優先し、施設職員や市の職員が同席するなど、状況に応じた対応をします。

##### b 施設側の対応

措置の継続中は、市と障害者支援施設等は定期的に協議を行い、障害者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認しておきます。

##### c 契約による入所・入院の場合

契約による入所の場合、障害者虐待防止法では面会制限の規定はありませんが、障害者の心身の安全や権利が守られないと判断される場合は、施設は市と協議して面会を制限することが必要です。

##### d 施設入所している障害者に対する養護者の虐待について

養護者が面会の際に、年金等財産の使い込みや通帳引き渡しの強要、自宅への引き取りの強要、暴言等の虐待を繰り返す場合は、施設と連携して虐待防止の対策を講じる必要があります。また、関係機関との連携の下、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用につなげるなど対応を図る必要があります。

#### （エ）措置後の対応

措置入所は、障害者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つにすぎず、障害者が安心して生活を送ることができるようになることが最終的な目標となります。

施設等に保護された障害者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることとなるため、障害者に対する精神的なケアが重要になります。特に介護の必要がなく自立している場合は、障害者施設の環境になじめないことなども予測されることから、可能な限り障害者の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力の度合いを把握しながら、障害者が安心して生活を送れる居場所を確保することが必要です。この他にも、年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更するなど関係機関との連携が必要になる場合もあります。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、障害者の年金で生活していたため収入がなくなり生活に困窮したり、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたしたりする人もいます。その場合は、養護者等に対しても精神的なケアをしたり、場合によっては経済的問題についての相談機関を紹介したりするなど、フォローをします。

#### （オ）措置の解除

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置によって施設に一時入所した障害者の措置が解除される場合としては、以下のような例が考えられます。

a 自立した生活に移行する場合

保護によって障害者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより、独立した生活を営んだ方が良くと判断される場合です。退所するまでは地域移行支援、退所した後には地域定着支援の対象となる場合があるため、これらの制度を活用しながら継続的に支援を行うことが必要です。

b 家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障害者が家庭で生活することが可能と判断される場合です。ただし、家庭に戻ってから一定期間は、関係機関等による障害者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられるため、障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）の活用などより継続的に支援を行うことが必要です。

c 障害福祉サービスの申請・契約が可能になり契約入所に移行する場合

保護によって障害者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことにより障害福祉サービスの利用に関する契約が可能となった場合などが考えられます。

なお、「やむを得ない事由による措置」が継続している場合でも、少人数集団での支援が望ましいときは、障害者本人の状況に応じて、グループホームへの移行も検討します。

## (7) その他の障害者支援

個別ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断された場合でも、アセスメントなどに基づき適切な支援を行います。その際、関係機関が連携し、地域資源を活用しながら包括的に障害者支援を図ることが重要です。

ア 適切にサービスを受けていない場合は、積極的にサービスの導入を図ります。

イ 医療機関への受診が必要な場合は専門医を紹介し、診断・治療につなげます

ウ 経済的な困窮がある場合、状況によっては職権による生活保護を検討します。就業が必要な場合は就業関係機関と連携して対応します。

エ 成年後見制度の活用も検討します。

## (8) 養護者（家族等）への支援

### ア 養護者（家族等）支援の意義

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずることが規定されています（法第14条第1項）。

障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応する必要があります。

養護者側の要因：・重度障害者を介護することによる介護疲れ

・養護者に障害に関する介護の知識がないことによる介護疲れ

・家族間の人間関係の強弱

・養護者自身が支援を要する障害の状態にある

養護者に対する支援を行う際には、以下の視点が必要です。

(ア) 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためにも、障害者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員は別にする 것도検討します。

(イ) 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わり、障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

(ウ) 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の要因と考えられる場合は、障害福祉サービス等の利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図ります。

障害者に重度障害があるため介護負担が大きい場合は、正確な知識や介護の技術に関する情報を提供します。

養護者の日頃の介護について、家族や親族がねぎらいの言葉をかけ、精神的に支援します。

(エ) 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障害があり、養護者自身が支援を必要としているにも関わらず十分な支援や治療を受けていない場合などは、適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

※ 養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合は、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ります。

イ 養護者支援のためのショートステイ（短期入所）居室の確保

障害者虐待防止法により、市は、養護者の心身の状態から緊急支援の必要性があると認める場合に、障害者を短期間施設に入所させ必要となる居室を確保するための措置を講ずるものと規定されています（法第14条第2項）。

障害者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば障害者虐待につながるおそれがある場合、あるいは緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などについては、養護者の負担を軽減する観点から、積極的に当該措置の利用を検討する必要があります。

法第14条第2項に規定される「居室を確保するための措置」により、市独自の短期入所するための居室を確保して対応する方法も考えられますが、地域によって居室の空き状況などが異なることから、状況に応じた工夫が必要です。居室の確保に当たっては、障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）も活用できます。

継続的な関わりとして、障害者が短期入所している間も、支援担当者は障害者本人や養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望などを把握しながら適切な相談、助言等の支援を行うことが必要です。

(9) 成年後見制度等の活用

市又は江田島市障害者生活支援センター、権利擁護センターえたじまは、成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対しては、積極的に成年後見制度の利用につなげることが必要です。

後見の申立ては、原則、本人・配偶者・4親等内の親族が行いますが、市長による申立ての場合は2親等以内の親族の有無とそれらの意思を確認すれば足ります。（ただし、

2親等内の親族がいなくても、4親等内の親族で後見申立てをするものの存在が明らか  
な場合は、市長による申立てはしない。）

2親等内の親族が市長による申立てに反対しても、虐待等の場合、本人の保護を図る  
ため、市町村長による申立てが必要となる場合もあります。

## (10) モニタリング・虐待対応の終結

### ア 定期的なモニタリング

緊急的で集中的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化す  
るおそれもあります。このため、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニ  
タリングを行います。

市職員や相談支援専門員等が定期的な訪問を継続し、また、援助を行う関係機関か  
らの聴き取りなどにより、障害者や養護者等の状況を把握します。

こうして、障害者や養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応  
じて新たな支援を検討します。

### イ 関係機関との連携による対応

複数の目でモニタリングをするために、個別ケース会議で事前に役割分担や連絡体  
制を明確にし、定期的に情報交換等を行います。

### ウ 再アセスメント・対応方針の修正

障害者や養護者の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった  
場合は、速やかに再アセスメントを行った上で個別ケース会議を開催し、対応方針や  
援助内容を修正します。

### エ 虐待対応の終結

虐待対応の終結は、虐待行為そのものの解消だけではなく、虐待の発生要因が除去  
されることにより虐待行為が発生しないと判断されたときになります。

虐待対応の終結後の支援は、通常の障害者支援に引き継ぐとともに、虐待の再発の  
際に速やかに対応できるように関係機関に情報を提供します。

## 5 財産上の不当取引による被害の防止

### (1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

障害者虐待防止法では、市は、養護者、障害者福祉施設従事者又は使用者以外の者によ  
って引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ若しくは消費  
者生活業務の担当部署や関係機関を紹介することが規定されています（法第43条第1  
項）

消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員児童委員、相談支  
援専門員、居宅介護事業者に対しても必要に応じ不当取引に関する情報提供を行いま  
す。

### (2) 成年後見制度等の活用

#### ア 成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護  
するための制度。高齢社会への対応と障害者の福祉の充実の観点から、障害者等の  
自己決定の尊重、一般社会における健常者と格差のない生活の実現という理念が盛  
り込まれています。

### 【法定後見制度】

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度。判断能力に応じて、補助、保佐、後見があり、その対象は次のとおり

- ・「補助」…精神上的障害（認知症、知的障害、精神障害など）により判断能力が不十分な人
- ・「保佐」…精神上的障害により判断能力が著しく不十分な人
- ・「後見」…精神上的障害により常に判断能力を欠く状態にある人。

これらの類型に応じて保護する人を、それぞれ「補助人」、「保佐人」、「後見人」とし、利用者の申立てにより家庭裁判所が選任します。成年後見人等は、親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士などから選任されます。

法的な権限として、同意権・取消権（本人の法律行為のうち日常生活の範囲を超えるものを取り消す権限）と代理権（後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限）が後見人等に与えられます。

### 【任意後見制度】

あらかじめ任意後見人を選任し、判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ締結した契約に基づき保護します。契約には、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められています。

## イ 日常生活自立支援事業「かけはし」

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

### 【対象者】

福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理などについては自分の判断で適切にできないが、契約書や支援計画書の内容を理解できる方。

### 【事業の内容】

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助
- ④ ①から③に伴う援助として「預貯金の払い戻し、預貯金の解約、預貯金の預け入れの手続き等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」

### 【事業窓口】

権利擁護センターえたじま（江田島市社会福祉協議会）

### Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応

#### 1 定義

障害者総合支援法に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業所等」（障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等）に係る業務に従事する者による虐待。

#### 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止のための取組

##### (1) 管理職・職員の研修・資質の向上

障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、施設の管理職、職員が自ら高い意識を持つように、事業所等においては、定期的に障害者虐待や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させ、職員の資質向上に努めます。

##### (2) 個別支援の推進

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所等では、利用者一人一人への配慮よりも管理的な運営に傾いてしまう事もあります。これが利用者と職員の双方にとってストレスとなり、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態に発展する危険が潜んでいます。

利用者一人一人が尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくるため、個別支援計画を作成し個々のニーズに応じた支援を日々実施することが、虐待の防止につながります。

##### (3) 開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、障害者の居住の場でもあることから、閉じられた場になりやすい側面があります。そのため、内部の習慣が外部の常識から乖離してしまい、虐待事案が発生した場合も発見されにくい危険性をはらんでいます。

地域の住民やボランティア、実習生など多くの人々が施設に関わることが、職員の意識にも良い影響を及ぼし、開かれた施設運営に有効的であると考えられます。

##### (4) 実効性のある苦情処理体制の構築

障害者福祉施設設置者や障害福祉サービス事業者等は、虐待防止の措置のとして、利用者及び家族からの苦情を処理する体制を整備しなければなりません（法第15条）。

利用者等からの苦情や要望を広く聞き取れるよう、相談窓口の設置及びその周知を図り、サービスの質の向上に取り組みます。

#### 3 相談・通報・届出への対応

##### (1) 通報等への受付

###### ア 通報者

障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、市への通報が義務付けられています（法第16条第1項）。

虐待を受けた障害者自身も市に届け出ることができます（法第16条第2項）。

###### イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合

通報等を受けた市町村が初期対応し、それが支給決定を行った市町村と異なる場合は、速やかに引継ぎを行うとともに、施設等の指定や許可を行った都道府県（政令市・中核市）にも連絡します。

###### ウ 通報等の受付時の対応

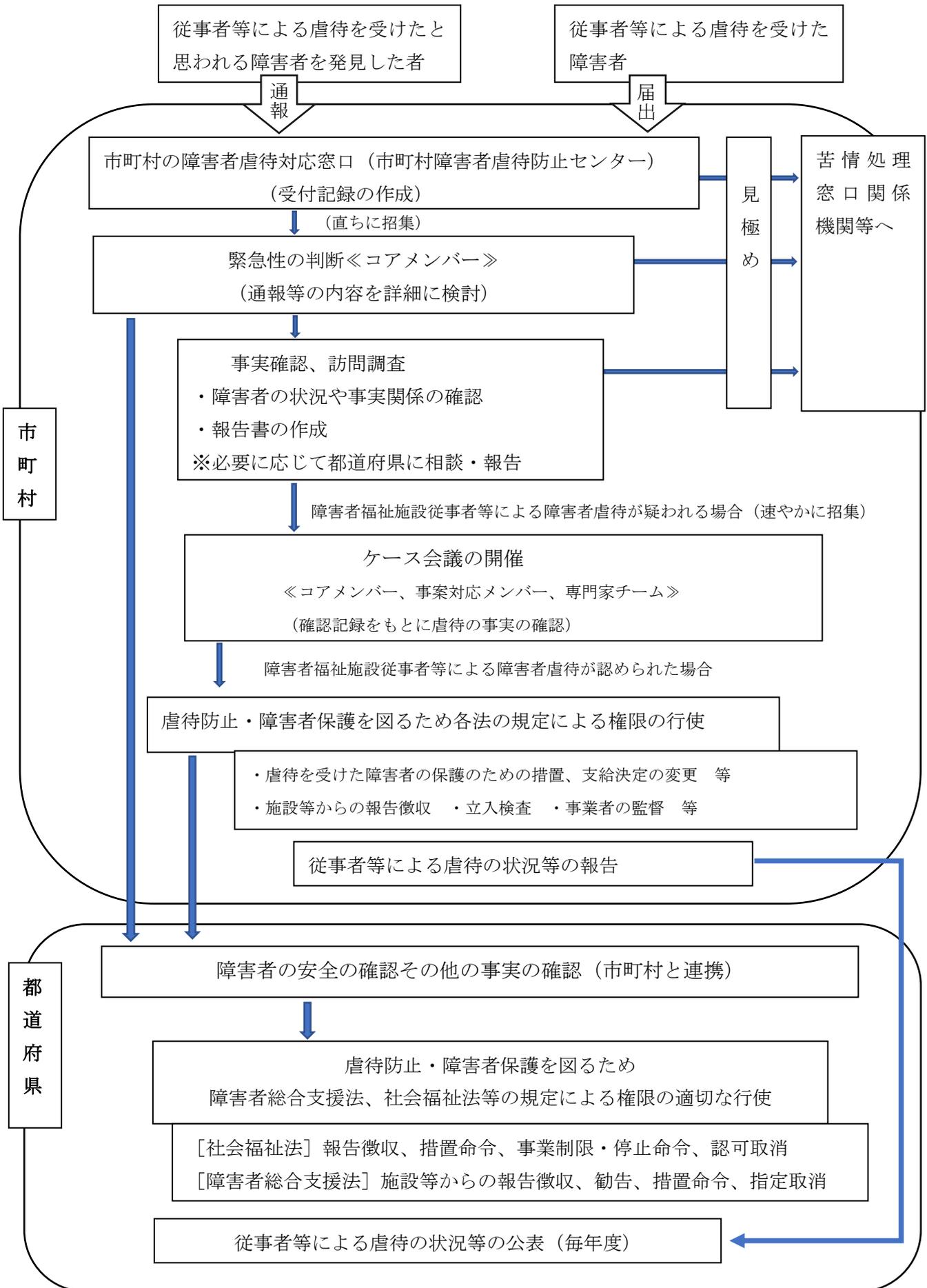
通報の内容は、緊急性を要するものがある一方、サービスに対する苦情や虚偽、事実誤認の可能性もあり、通報者の話だけでは判断できないこともあるため、迅速かつ

正確な事実確認が必要です。

受付の際は、通報者から虐待を発見した状況等を詳細に聴き、障害者福祉施設従事者等による虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理します。

通報の内容がサービスに対する苦情等で、他の相談窓口での対応が適切と判断できる場合には、適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応



## (ア) 個人情報の保護

障害者福祉施設従事者が通報者である場合、事実の確認に当たってはそれが虚偽または事実誤認によるものではないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に特に配慮が必要です。

## (イ) 通報等による不利益扱いの禁止

- a 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないとされています（法第16条第3項）。
- b 通報を行った従業員等には、通報を行なったことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないとされています（法第16条第4項）。

※ 虚偽及び過失（注1）による「通報」には適用されません。

※ 公益通報保護法により、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ又は生じようとしている旨を、事業所内部、行政機関、事業所外部に対して、所定の要件（不正目的ではないこと、内容が真実であると信じるに足る相当の理由があることの2つ）を満たして通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

（注1）…ここで言う「過失」とは、一般的には虐待があったと考えるには合理性がない場合のこと。

## (ウ) 公益通報者に対する保護規定

- a 解雇の無効
- b その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収）の禁止

エ コアメンバーによる対応方針の協議（養護者による虐待 P20 参照）

## (2) 市による事実の確認

市は通報を受けた場合、通報内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。この段階の調査は、障害者総合支援法の規定による調査権限に基づくものではなく、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行うものです。

県への報告は、障害者虐待の事実が確認されたものに限るのが基本ですが、障害福祉サービス事業所等の協力が得られない場合は、早期に広島県健康福祉局障害者支援課に報告し、共同で事実確認を行います。

## ア 調査項目

### (ア) 障害者本人への調査項目

- a 虐待の状況
  - ・虐待の種類や程度、頻度
  - ・虐待の具体的な内容
  - ・虐待の過程
- b 障害者の状況
  - ・安全確認…虐待を行ったと疑われる職員以外の施設従事者等の協力を得ながら、面接により確認する。
  - ・身体状況…受傷部位及びその状況を具体的に記録する。
  - ・精神状態…虐待による精神的な影響を測るため表情や行動の様子を記録する。
  - ・生活環境…障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

- c 障害福祉サービス等の利用状況
- d 障害者の生活状況 等

(イ) 障害福祉サービス事業所等への調査項目

- a 当該障害者へのサービス提供の状況
- b 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- c 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- d 職員の勤務体制
- e その他必要事項

イ 調査を行う際の留意事項

(ア) 複数職員による訪問

(イ) 医療職の立会い…通報の内容から医療の必要性が疑われる場合

(ウ) 障害者及び障害福祉サービス事業所等への十分な説明

- a 訪問の目的
- b 調査する職員の職務と守秘義務に関する説明
- c 調査する事項の内容とその必要性
- d 障害者の権利保障

障害者の尊厳は基本的人権であり、障害者基本法（第1条）、障害者総合支援法（第1条）、障害者虐待防止法（第1条）で保障されており、これを擁護するために市が取り得る措置について

(エ) 障害者及び障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

ウ 調査報告書の作成

エ 個別ケース会議の開催による援助方針の決定（養護者による虐待 P26 参照）

**(3) 江田島市から広島県への報告**

虐待の事実が確認できた事案については、広島県健康福祉局障害者支援課へ報告します。ただし、障害福祉サービス事業所等が調査に協力しない場合等、市と県が共同で調査を行うべきと判断される場合や、県の迅速な権限行使が求められる場合等は、事実が確認できていなくても報告を行います。

※ 県への報告事項

- ・ 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- ・ 虐待を受けた（と疑われる）障害者の性別、年齢、障害の種類、及び障害程度区分その他の心身の状況
- ・ 虐待の種別、内容及び発生要因
- ・ 虐待を行なった障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- ・ 市が取った対応
- ・ 虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

**(4) 広島県による事実確認**

虐待の事実が確認されていない場合などに広島県障害者支援課が調査を実施します。調査の際は、当該障害者に支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼します。

**(5) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使**

障害者虐待が強く疑われる場合は当該施設等から報告を受けて事実を確認し、虐待が認められた場合、市または県が指導を行い、改善を図ります。

※ 改善指導の内容

- ・虐待防止改善計画の作成と第三者による虐待防止委員会の設置。
- ・改善計画の実行を虐待防止委員会が定期的にチェックし、当該事業所及び虐待防止委員会から報告を受ける。
- ・必要に応じて当該事業所に助言や指導を行う。

指導に従わない場合は社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限（勧告、命令、指定の取消処分等）を適切に行使し、障害者の保護を図ります。

## 4 身体拘束に対する考え方

### (1) 基本的な考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者に危害を加えたり自傷行為を行ったりする場合は、やむを得ず利用者の身体を拘束するなど行動抑制をすることがありますが、これが日常化してしまうと、身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。

やむを得ず利用者の身体を拘束する場合は、適正な手続きを経て、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限とし、拘束の解消への道筋を明確にする必要があります。

### (2) 身体拘束の具体的な内容

- ア 車椅子やベッドに縛り付ける。
- イ 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける、行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ウ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけ、行動を制限する。
- エ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- オ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

### (3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

身体拘束が許容されるのは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような一時的な事態に限定されています。

#### ア やむを得ず身体拘束を行うときの3要件

##### (ア) 切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が高く、身体拘束による悪影響よりも、本人又は他の利用者の保護が優先されること。

##### (イ) 非代替性

身体拘束を行わないすべての支援の可能性を検討しても、行動制限以外に代替する方法がないこと。

##### (ウ) 一時性

身体拘束が一時的であること。

#### イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

##### (ア) 組織による決定と個別支援計画への記載

支援方針について権限を持つ職員が出席する会議において決定し、個別支援計画

に，身体拘束の態様，時間及びやむを得ない理由等を記載します。

(イ) 本人及び家族への十分な説明

(ウ) 必要な事項の記録

## IV 使用者による障害者虐待の防止と対応

### 1 定義

障害者総合支援法に規定する「使用者」（障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者、事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者）による虐待及び使用者による虐待行為を他の労働者が放置すること。

なお、就労継続支援A型のサービスを受けている障害者が当該事業所と雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による虐待と使用者による虐待の両方に該当します。

### 2 使用者による障害者虐待の防止

#### (1) 労働者への研修の実施

従業員が障害者の人権や障害者虐待についての理解を深め、障害者への接し方などを学ぶため、事業主は研修を実施するとともに、各種研修会に従業員を参加させます。

障害者への接し方が分からない場合は、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等に相談するなど、虐待防止に事業所全体で取り組みます。

#### (2) 苦情処理体制の構築

苦情相談の窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ります。

### 3 相談・通報・届出への対応

#### (1) 通報対応

##### ア 通報者

使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、市町村への通報が義務付けられています（法第22条第1項）。

虐待を受けた障害者自身も市町村に届け出ることができます（法第22条第2項）

##### イ 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

通報等を受けた市町村が初期対応し、事業所の所在地の都道府県に通知します。初期対応した市町村が居住地と異なる場合は、速やかに引継ぎを行います。

##### ウ 通報等の受付時の対応

(ア) 通報の内容は、緊急性を要するものがある一方、労働条件に対する苦情や虚偽、事実誤認の可能性もあり、通報者の話だけでは判断できないこともあるため、迅速かつ正確な事実確認が必要です。

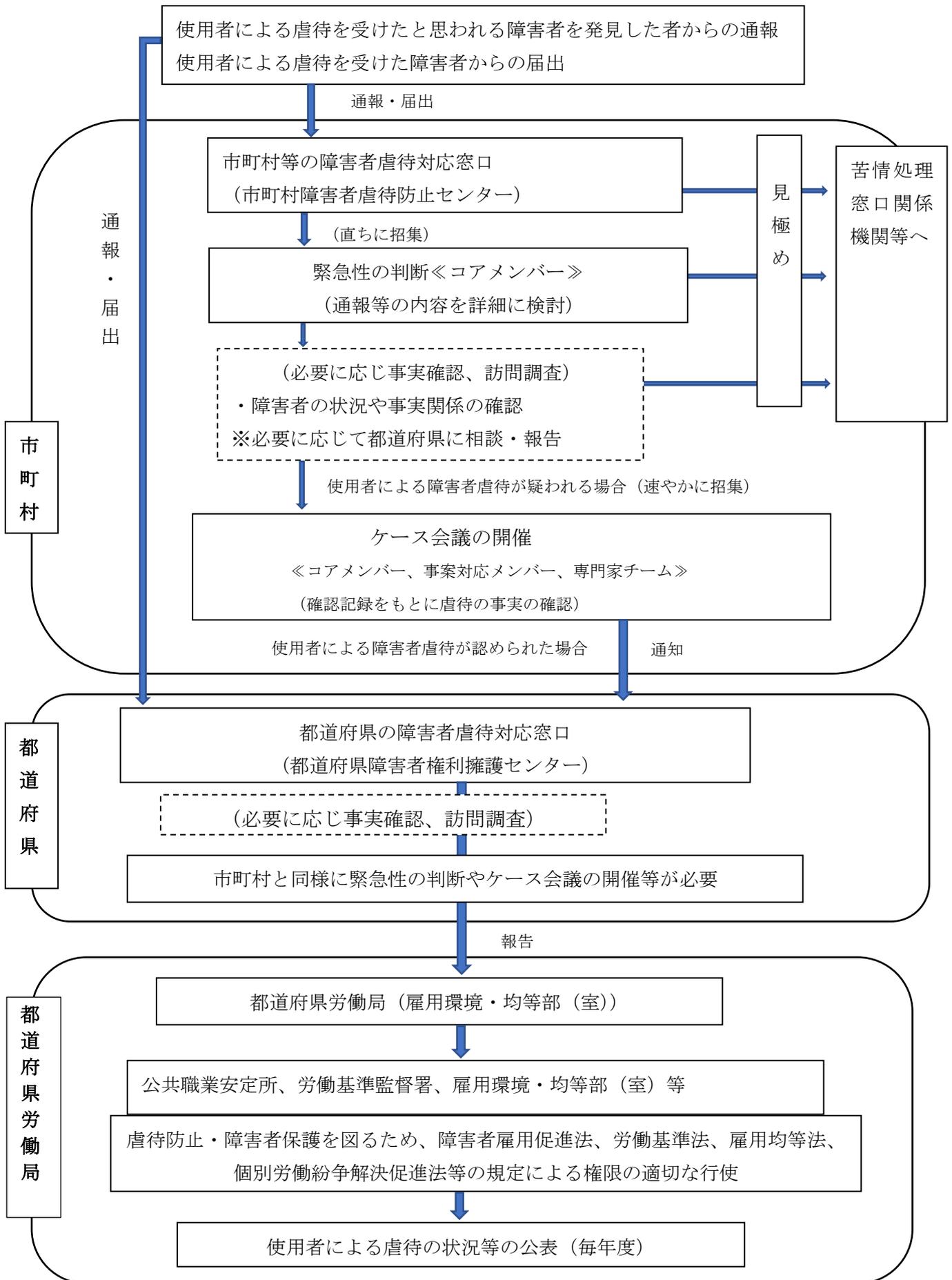
(イ) 通報者から虐待を発見した状況等について詳細な説明を受け、使用者による虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理します。

(ウ) 内容が、一般的な労働条件等に対する苦情等で他の相談窓口での対応が適切と判断できる場合には、適切な相談窓口につなげます。

#### ※ 労働に関する相談先

- ・労働基準監督署……………賃金不払いや長時間労働等の、労働基準関係法令上問題があるとき
- ・公共職業安定所……………離職票、失業手当、求職に関するもの等
- ・都道府県労働局雇用均等室……………育児・介護休業、女性問題等
- ・都道府県労働局総務部企画室…労働条件引下げ、配置転換、その他

使用者による障害者虐待への対応



## (ア) 個人情報の保護

事業所の労働者が通報者である場合、事実の確認に当たっては、それが虚偽又は事実誤認によるものではないか留意しつつ、事業主には通報者を明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護には特に配慮が必要です。

## (イ) 通報等による不利益扱いの禁止

刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法令の規定は、使用者による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないとされています（法第22条第3項）

通報を行った労働者等には、通報を行ったことを理由に、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされています（法第22条第4項）。

※ 虚偽及び過失（注1）による「通報」には適用されません。

※ 公益通報保護法により、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じまたは生じようとしている旨を、事業所内部、行政機関、事業所外部に対して、所定の要件を満たして（不正目的でないこと、内容が事実であると信じるに足る相当の理由があることの2つ）通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

（注1）…ここで言う「過失」とは、一般的には虐待があったと考えるには合理性がない場合のこと。

## (ウ) 公益通報者に対する保護規定

a 解雇の無効

b その他の不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収）の禁止

エ コアメンバーによる対応方針の協議（養護者による虐待 P20 参照）

## (2) 市や県による事実の確認

市は通報を受けた場合、通報内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。この段階の調査は市及び県には指導権限はないため、事業所の任意の協力の下に行われます。

事業所の協力が得られない場合は、速やかに事業所所在地の都道府県を經由して都道府県労働局に報告し、調査に同行するなど、協力して対応することを検討します。

## ア 調査項目

### (ア) 障害者本人への調査項目

a 虐待の状況

- ・虐待の種類や程度、頻度
- ・虐待の具体的な内容
- ・虐待の経過

b 障害者の状況

- ・安全確認…面接により確認する。
- ・身体状況…受傷部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・精神状態…虐待による精神的な影響を測るため、表情や行動の様子を記録する。
- ・生活環境…住み込みの場合には、居室等の生活環境を記録する。

c 業務内容、勤務体制、労働環境等

d 障害者の生活状況等

(イ) 事業所等への調査項目

※ 調査が難しい場合は県又は広島県労働局に相談します。

- a 当該事業者の従事する業務内容、勤務体制、労働環境
- b 虐待を行った疑いのある従業員の業務内容、勤務状況等
- c 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- d 従業員の勤務体制や給与の支払状況
- e その他必要事項

イ 調査を行う際の留意事項

(ア) 複数職員による訪問調査

(イ) 医療職の立会い…通報の内容から医療の必要性が疑われる場合

(ウ) 障害者及び障害福祉サービス事業所等への十分な説明

- a 訪問の目的
- b 調査する職員の職務と守秘義務に関する説明
- c 調査する事項の内容とその必要性
- d 障害者の権利保障

障害者の尊厳は基本的人権であり、障害者基本法（第1条）、障害者総合支援法（第1条）、障害者虐待防止法（第1条）で保障されており、これを擁護するために市町村が取り得る措置

ウ 調査報告書の作成

エ 個別ケース会議の開催による援助方針の決定（養護者による虐待 P26 参照）

(3) 市から県への通知

障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除き、通報等があった事案は市から広島県健康福祉局障害者支援課に通知します。（通知書に労働相談票を添付して通知）

悪質なケース等で広島県労働局による迅速な行政指導が求められる場合には、広島県健康福祉局障害者支援課を経由して速やかに広島県労働局に報告し、協力して対応します。

(4) 県から広島県労働局への報告

県は、市からの通知や直接の通報を受けた場合は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局総務部企画室に報告します（法第24条）。

(5) 広島県労働局による対応

広島県労働局総務部企画室は、報告の内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用均等室、企画室などの対応部署を決め、事実確認及び対応を行います。

担当部署は関係法令の規定による権限を適切に行使して、適切な労働条件及び雇用管理を確保します。

住み込みで働いている障害者の場合で生活支援が必要な場合は、市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行います。

対応部署による障害者虐待対応が終結した場合は、その結果を事業所が所在する都道府県に情報提供し、都道府県は障害者の居住する市町村に情報提供します。

(6) 市や県による障害者支援

使用者による障害者虐待が発生した場合、障害者に対する生活支援などについては市や県が対応します。

県は、早い時期に障害者の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供をし、具体的な相談支援や福祉的な措置について依頼します。

## — 用語解説 —

アプローチ	対象や目標に近づく（迫る）こと。また、その方法。
リスク	危険。
ネットワーク	個々の人のつながり。特に、情報の交換を行うグループ。
エンパワメント	障害者、あるいはその家族がより内発的な力を持ち、自らの生活を自らコントロールできること、または、自立する力を得ること。障害者の力を引き出し、発揮できるよう支援すること。
自傷行為	自分自身の体を、意識的に、また無意識のうちに傷つける行為。ストレスなどの外的要因や、境界性パーソナリティー障害・統合失調症という疾患によるものなど、原因は様々。
潰瘍	皮膚・粘膜などの表層がただれて崩れ落ち、欠損を生じた状態。
ニーズ	必要。要求。需要。
コアメンバー	中心となる人物。
モニタリング	観察すること。サービスの利用者やその家族などから定期的にサービスの利用状況について聞き取り調査を行い、現状把握を行うこと。
エスカレート	段階的に増大したり激化したりすること。
DV	ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
蓋然性	ある事柄が起こる確実性や、ある事柄が真実として認められる確実性の度合い。確からしさ。これを数量化したものが確率。
グループホーム	知的障害・精神障害あるいは重度の身体障害がある人を対象に、障害者総合支援法に基づいて、主として夜間に、相談・入浴・排泄・食事の介護などの日常生活上の援助（共同生活援助）を行う共同生活住居。障害者グループホーム。GH。
アセスメント	対象を客観的に調査、評価すること。利用者に関する情報を収集・分析し、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握すること。

# 障害者虐待防止対応マニュアル

令和3年3月 作成

令和5年9月 改訂

江田島市福祉保健部社会福祉課

電話 0823-43-1638

FAX 0823-57-4432